

1 計画の推進体制

本計画の推進に当たっては、家庭、地域、学校、企業、行政それぞれが、自ら果たすべき役割を認識し、相互に協力しながら、子どもの健やかな育ちと子育てを支えるための様々な施策を、計画的・総合的に推進します。

また、施策の推進に当たっては、SDGs（持続可能な開発目標）を意識して取り組むとともに、社会情勢や市民ニーズの変化に対して的確かつ柔軟な対応を行い、必要に応じて計画の見直しを行います。

2 計画の点検・評価などの進捗管理

那須塩原市子ども・子育て会議において、各年度、計画に基づく施策の実施状況について、点検・評価を行います。

また、結果についてはホームページ等により市民へ周知し、計画の推進や見直しに反映していきます。



資料編

1 計画策定の経過

年月日	会議等	内容
平成 30(2018)年 9月 6 日	庁議	・第 2 期末来プランの策定及び策定スケジュールについて
平成 30(2018)年 11 月	子ども・子育て支援施策 推進委員会（意見照会）	・子ども・子育て支援に関するニーズ調査実施について
平成 30(2018)年 12 月 10 日	第 20 回 子ども・子育て会議	・第 2 期末来プランの策定及び策定スケジュールについて ・子ども・子育て支援に関するニーズ調査の実施について
平成 30(2018)年 12 月 ～平成 31(2019)年 1 月	子ども・子育て支援に關 するニーズ調査	
平成 31(2019)年 2 月 28 日	第 21 回 子ども・子育て会議	・第 2 期末来プランの骨子案について
令和元(2019)年 5 月 13 日	子ども・子育て支援施策 推進委員会	・第 2 期末来プランにおける各種事業の設定について ・子育て世帯生活実態調査の実施について
令和元(2019)年 5 月 27 日	第 22 回 子ども・子育て会議	・第 2 期末来プランの骨子案について ・子育て世帯生活実態調査の実施について
令和元(2019)年 6 月～7 月	子育て世帯生活実態調査	
令和元(2019)年 8 月 1 日	子ども・子育て支援施策 推進委員会	・第 2 期末来プランにおける各種事業の設定について
令和元(2019)年 9 月 30 日	第 23 回 子ども・子育て会議	・第 2 期末来プランにおける各種事業について
令和元(2019)年 10 月 30 日	子ども・子育て支援施策 推進委員会	・第 2 期末来プラン（案）について
令和元(2019)年 11 月 22 日	第 24 回 子ども・子育て会議	・第 2 期末来プラン（案）について ・パブリックコメントの実施について
令和元(2019)年 11 月 ～12 月	パブリックコメント	
令和 2(2020)年 1 月 29 日	庁議	・第 2 期末来プラン（案）について
令和 2(2020)年 3 月 10 日	子ども・子育て支援施策 推進委員会	・第 2 期末来プランについて
令和 2(2020)年 3 月 16 日	第 25 回 子ども・子育て会議	・第 2 期末来プランについて

※その他隨時、部内での策定会議を実施

2 関係例規

(1) 那須塩原市子ども・子育て会議条例

平成25年9月27日

那須塩原市条例第25号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、那須塩原市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務その他規則で定める子ども・子育てに関する事務を処理する。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 子ども・子育て支援関係団体に属する者
- (5) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この条例の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

(那須塩原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 那須塩原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年那須塩原市条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表母子自立支援員及び婦人相談員の項の次に次のように加える。

子ども・子育て会議委員

日額7,400円

(2) 那須塩原市子ども・子育て会議規則

平成25年9月27日

那須塩原市規則第33号

(趣旨)

第1条 この規則は、那須塩原市子ども・子育て会議条例（平成25年那須塩原市条例第25号。以下「条例」という。）第2条及び第6条の規定に基づき、那須塩原市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて、その意見又は説明を聞くことができる。

(子ども・子育てに関する事項)

第3条 条例第2条のその他規則で定める子ども・子育てに関する事項は、次に掲げるものとする。

(1) 那須塩原市次世代育成支援対策行動計画に関する事項

(2) 那須塩原市保育園整備計画に関する事項

(3) その他子ども・子育てに係る施策に関する重要事項

(庶務)

第4条 子ども・子育て会議の庶務は、子ども未来部子育て支援課において処理する。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年10月1日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この規則の施行の日以後最初に開かれる子ども・子育て会議の会議は、第2条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則（平成27年3月23日規則第9号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(3) 那須塩原市子どもの権利条例

平成26年3月26日
那須塩原市条例第4号

子どもは、一人ひとりかけがえのない存在である。一人の人間として尊重され、よりよい環境の中、健やかに成長していくことが大切にされなければならない。

日本は、世界の国々と子どもの権利に関する条約を結び、国籍、人種、言語、宗教、障害等にかかわらず、全ての子どもには、生きる、育つ、守られる及び参加する権利があり、この権利を保障することを約束した。

子どもの権利は、子どもの成長には欠くことができない大切なものである。

子どもは、自分が大切にされていることを実感することで自分自身を大切に思い、自分と同じように他の人を大切にする心が育まれていく。そして、感じたこと及び考えたことを自由に表明し、様々な場に参加する経験を通して、お互いを尊重し合うことを身に付け、社会のルール及び社会の一員としての役割を学んでいく。

大人は、子どもの成長及び発達する力を認めるとともに、子どもと誠実に向き合い、子どもの思いを受け止め、子どもにとって最も良いことは何かを考えながら、子どもの成長を支援していく責務がある。

那須塩原市は、児童の権利に関する条約（平成6年条約第2号）の理念に基づき、子どもの権利を守り、かつ、子どもの権利に関する思想を普及するとともに、子どもの健やかな成長の支援を目指し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、子どもの権利及びその保障について必要な事項を定めることにより、子どもの権利に対する理解を深め、かつ、子どもの健やかな成長を支援することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 満18歳に満たない者をいう。
- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいう。
- (3) 大人 子どもを除く市内に居住する者及び市内に通勤する者をいう。
- (4) 育ち学ぶ施設 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める児童福祉施設、学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める学校、専修学校及び各種学校その他の施設で、子どもが育ち、学ぶために通学し、通所し、又は入所する施設をいう。

(基本理念)

第3条 この条例は、次に掲げる考え方を基本とする。

- (1) 子どもの最善の利益を考慮すること。
- (2) 子どもは、権利の主体であること。
- (3) 子どもは、成長及び発達に応じた支援を受けられること。
- (4) 子どもは、社会の一員であること。

第2章 子どもの権利

(子どもの権利の保障)

第4条 この章に定める子どもの権利は、子どもが一人の人間として健やかに成長するために、大切な権利として保障されなければならない。

(安心して生きる権利)

第5条 子どもは、安心して生きる権利を有し、次の事項が保障される。

- (1) 命が守られ、安全な環境の下で生活すること。
- (2) 健康的な生活を送ること。
- (3) 愛情と理解をもって育まれること。
- (4) あらゆる差別を受けないこと。
- (5) 保護者から正当な理由なく引き離されないこと。
- (6) 児童虐待、いじめ及び体罰から心と体が守られること。
- (7) 自分を守るために必要な情報及び知識を得ること。

(一人の人間として尊重される権利)

第6条 子どもは、一人の人間として尊重される権利を有し、次の事項が保障される。

- (1) 個性が認められ、人格が尊重されること。
- (2) 成長及び発達に応じて、プライバシーが守られること。
- (3) 障害のある子どもの尊厳の確保、自立の促進及び社会への積極的な参加が図られること。

(豊かに育ち学ぶ権利)

第7条 子どもは、様々な経験を通して豊かに育ち学ぶ権利を有し、次の事項が保障される。

- (1) 学び、遊び、及び休息すること。
- (2) 年齢及び発達に応じて、適切な助言及び支援を受けること。
- (3) 芸術、文化及びスポーツに親しむこと。
- (4) 豊かな自然に親しむこと。
- (5) 市の開拓の歴史、文化及び生活を学ぶこと。

(意見の表明及び参加する権利)

第8条 子どもは、自分の意見を表明し、自分に関わることに参加する権利を有し、次の事項が保障される。

- (1) 家庭、育ち学ぶ施設及び地域において、自分の意見を表明すること。
- (2) 自分の意見を形成できる子どもが、表明した意見について年齢及び発達に応じて適切な配慮がなされること。
- (3) 適切な情報の提供を受けること。
- (4) 仲間をつくり、仲間と集うこと。

第3章 責務

(市の責務)

第9条 市は、子どもの権利を尊重し、その権利を保障しなければならない。

2 市は、子どもが健やかに成長できるよう、子ども、保護者、大人並びに育ち学ぶ施設の設置者、管理者及び職員を支援しなければならない。

(保護者の責務)

第10条 保護者は、子どもの養育について第一義的な責任を有することを認識し、子どもの成長及び発達に応じた適切な指導及び助言を与えるとともに、子どもの権利を保障するよう努めなければならない。

2 保護者は、その子どもの養育に努めなければならない。

(大人の責務)

第11条 大人は、地域が子どもの健やかな成長にとって重要な役割を果たすことを認識し、子どもの権利の保障に努めなければならない。

2 大人は、地域の子どもが安心して過ごすことができるよう、支援に努めなければならない。

3 大人は、子どもに社会の一員としての責任感及び権利を尊重する意識を持たせるよう、成長及び発達に応じて指導及び助言に努めなければならない。

(育ち学ぶ施設関係者の責務)

第12条 育ち学ぶ施設の設置者、管理者及び職員（以下「育ち学ぶ施設関係者」という。）は、育ち学ぶ施設が子どもの健やかな成長にとって重要な役割を果たすことを認識し、子どもの権利を保障しなければならない。

2 育ち学ぶ施設関係者は、子どもの年齢及び発達に応じて、子どもが育ち、学ぶことができるよう支援に努めなければならない。

3 育ち学ぶ施設の設置者及び管理者は、職員が子どもと十分に関わることができるよう支援に努めなければならない。

4 育ち学ぶ施設の設置者及び管理者は、職員に対し、子どもの権利に関する研修の機会を設けるよう努めなければならない。

(市、保護者、大人及び育ち学ぶ施設関係者の連携)

第13条 市、保護者、大人及び育ち学ぶ施設関係者は、互いに連携し、子どもの権利の保障及び子どもの健やかな成長の支援に努めなければならない。

第4章 基本的な施策

(子どもの権利に関する思想の普及)

第14条 市は、子どもの権利に関する思想について、子ども、保護者、大人及び育ち学ぶ施設関係者の理解を深めるため、その普及に努めるものとする。

2 市は、子ども、保護者、大人及び育ち学ぶ施設関係者に対し、子どもの権利について学ぶ機会を提供するよう努めるものとする。

3 市は、子ども自身による子どもの権利に関する学習について、子どもの年齢及び発達に応じた情報の提供に努めるものとする。

(子どもの居場所づくり)

第15条 市、大人及び育ち学ぶ施設関係者は、子どもが安全に安心して過ごすことのできる居場所づくりに努めるものとする。

(困窮の状況にある子どもへの支援)

第16条 市は、家庭の困窮のため教育を受ける機会を失するおそれがある子どもに対しては、教育を受ける機会の均等を図るために、支援に努めるものとする。

(子どもの虐待の防止及び救済)

第17条 市、保護者、大人及び育ち学ぶ施設関係者は、子どもの虐待の防止に努めなければならない。

2 市は、子どもの虐待の通報を受け、又は発見したときは、速やかに対応するとともに、子どもの虐待を受けた者の状況に応じた適切な救済を行うものとする。

3 市は、子どもの虐待をした者に対し、面会、相談、指導その他の必要な措置を執り、再発の防止に努めるものとする。

(いじめの防止及び救済)

第18条 市、保護者、大人及び育ち学ぶ施設関係者は、いじめの防止に努めなければならない。

- 2 市及び育ち学ぶ施設関係者は、いじめを受けた者が容易に相談を受けられるよう配慮しなければならない。
- 3 市は、いじめの通報を受け、又は発見したときは、速やかに対応するとともに、いじめを受けた者の状況に応じた適切な救済を行うものとする。
- 4 市は、いじめを行った者に対し、面会、相談、指導その他の必要な措置を執り、再発の防止に努めるものとする。
(体罰の禁止及び救済)

第19条 大人及び育ち学ぶ施設関係者は、体罰を行ってはならない。

- 2 市及び育ち学ぶ施設関係者は、体罰を受けた者が容易に相談を受けられるよう配慮しなければならない。
- 3 市は、体罰の通報を受け、又は発見したときは、速やかに対応するとともに、体罰を受けた者の状況に応じた適切な救済を行うものとする。
- 4 市は、体罰を行った者に対し、面会、相談、指導その他の必要な措置を執り、再発の防止に努めるものとする。

(子どもの虐待、いじめ及び体罰の通報)

第20条 子ども、保護者、大人及び育ち学ぶ施設関係者は、子どもの虐待、いじめ及び体罰に関する情報を得たときは、速やかに関係機関へ通報しなければならない。

(子どもの面会交流等)

- 第21条 父母は、離婚する際には、父又は母と子どもの面会その他の交流、子どもの監護に要する費用の分担その他子どもの健やかな成長に関し必要な事項について協議しなければならない。
- 2 市は、父母から、離婚に際しての父又は母と子どもの面会その他の交流、子どもの監護に要する費用の分担の相談があった場合に、必要な助言をするものとする。

第5章 権利侵害からの救済

(相談及び救済)

第22条 子ども、保護者、子どもの親族及び育ち学ぶ施設関係者は、市に対し子どもの権利の侵害について相談し、権利の侵害に関する救済の申立てをすることができる。

(救済委員会)

第23条 市は、子どもの権利の侵害について、適切な救済を図るため、那須塩原市子どもの権利救済委員会（以下「救済委員会」という。）を設置する。

- 2 救済委員会は、次に掲げる事務を所掌する。
 - (1) 子どもの権利の侵害に関する相談について、助言又は支援を行うこと。
 - (2) 前条の規定による申立てを受け、調査及び調整を行うこと。
 - (3) 子どもの権利の侵害について、市長に対し、必要な措置を講ずることを求める。
- 3 救済委員会は、3人以内の委員をもって組織する。
- 4 救済委員会の委員（以下「救済委員」という。）は、人格に優れ、人権、教育又は福祉に関し知識及び経験のある者のうちから、市長が委嘱する。
- 5 救済委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 救済委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 7 救済委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。委員の職を退いた後も同様とする。

(市長の措置)

第24条 市長は、救済委員会から前条第2項第3号の規定による求めがあった場合は、調査及び検討し、必要があると認めたときは、子どもの権利を侵害している者に対し、侵害行為の中止、子どもとの関係の改善その他是正の要求をすることができる。

2 市長は、是正の要求を行った者に対し、その是正のため講じた措置について、報告を求めることができる。

3 市長は、必要に応じ、第1項の規定による是正の要求及び前項の報告について、その内容を公表することができる。

（救済委員会への協力等）

第25条 市は、救済委員会の活動の重要性を尊重し、その活動を支援するものとする。

2 子ども、保護者、大人及び育ち学ぶ施設関係者は、救済委員会の活動に協力するよう努めるものとする。

3 救済委員会は、その職務の執行に当たっては、関係機関及び関係者と連携を図るよう努めるものとする。

第6章 行動計画

（施策の推進及び行動計画）

第26条 市は、子どもの権利に関する施策を計画的に推進するための行動計画を策定するものとする。

（行動計画の検証）

第27条 市は、行動計画に基づく施策の実施状況について、毎年度検証を行い、必要な改善を図るものとする。

2 市長は、前項の規定により検証を行うときは、那須塩原市子ども・子育て会議の意見を聴いて行わなければならない。

第7章 雜則

（委任）

第28条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

3 那須塩原市子ども・子育て会議委員名簿

【任期 平成 31 (2019) 年4月1日～令和3 (2021) 年3月31日】

(敬称略)

No	区分	所属	氏名	備考
1	1号	那須塩原市黒磯地区保育園保護者会連絡協議会	柴田 直也	
2		那須塩原市西那須野地区保育園保護者会連絡協議会	閑 優樹	
3		民間保育園保護者会	長嶋 耕	
4		那須塩原市幼稚園連絡協議会	君島 亜希	
5		那須塩原市幼稚園連絡協議会	菱沼 貴代美	
6		地域型保育事業所保護者	筒井 久美子	
7		那須塩原市P T A連絡協議会	佐藤 和仙	
8	2号	那須塩原市商工会	大島 小織	
9		西那須野商工会	高田 修一	
10	3号	那須塩原市民間保育園長会	福本 正美	
11		那須塩原市私立幼稚園長会	戸田 直樹	副会長
12		那須塩原市私立幼稚園長会	佐久間 久枝	
13		地域型保育事業所長	松浦 節子	
14		特定非営利活動法人ゆめがくどう	後藤 政人	
15		那須塩原市民間学童クラブ協議会	白澤 崇行	
16		那須塩原市小中学校長会	齊藤 都	
17		特定非営利活動法人子育てほっとねっと	西田 由記子	
18	4号	かるがもサロンボランティア	山本 雅子	
19		特定非営利活動法人すくすく子育てやぎハウス	八木澤 秀	
20	5号	埼玉東萌短期大学	浅香 勉	会長
21		那須塩原市民生委員児童委員協議会連合会	稻村 かつい	
22		特定非営利活動法人アスク	佐藤 由紀子	

第2期那須塩原市子ども・子育て未来プラン

令和2（2020）年3月

企画・編集・発行 那須塩原市子ども未来部子育て支援課

〒329-2792 那須塩原市あたご町2番3号

TEL 0287-46-5532 FAX 0287-37-9156

Mail kosodateshien@city.nasushiobara.lg.jp

URL <http://www.city.nasushiobara.lg.jp/>